

平成26年5月28日
道 路 局

大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備について (H25道路法等の一部改正に伴う関係省令の整備等)

平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号。以下「法」という。）により、道路法（昭和27年法律第180号）等が改正され、

- ・大型車両の通行許可の迅速化（第47条の3）
 - ・制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化（第72条の2）
- に関する規定が定められました。

これらの規定は、法の施行後1年以内に政令で定める日から施行することとされており、今般、施行に向けて必要となる省令の整備を行うこととしています。

このため、道路法第47条の3第4項の規定に基づき、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準等を定めるため、「道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」を本日（5月28日）公布したので、お知らせいたします。

なお、施行は、本年5月30日を予定しています。

（道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行については、同じく5月30日であり、5月23日に発表済）

上記政令も含め、平成26年4月23日から同年5月13日までパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行った結果、「道路を利用しやすい環境を整備していただきたい」、「大型車両の通行許可の迅速化をお願いしたい」等、8件のご意見が寄せられました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○問い合わせ先：

【省令全体関係】

道路局 路政課 企画専門官 高田 龍

代表：03-5253-8111（内線 37332） 直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

【誘導すべき道路の指定関係】

道路局 企画課道路経済調査室 課長補佐 小原 宏明

代表：03-5253-8111（内線 37622） 直通：03-5253-8487 FAX：03-5253-1618

【車両の通行許可関係】

道路局 道路交通管理課車両通行対策室 課長補佐 矢野 勝彦

代表：03-5253-8111（内線 37436） 直通：03-5253-8482 FAX：03-5253-1617

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備について

I. 背景

平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）により、道路法等が改正され、

- ・大型車両の通行許可の迅速化（第47条の3）
- ・制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化（第72条の2）

に関する規定が定められました。

これらの規定は、法律の公布後1年以内に政令で定める日から施行することとされており、今般、施行に向けて必要となる省令の整備を行うこととしています。

II. 改正の概要

(1) 大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路法第47条の3第4項の規定により、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準を次のとおり規定します。

①「幅」 2.5 m 以下

②「総重量」

●国際海上コンテナ車 44 t 以下

●単車（自動車と被けん引車との結合体ではない車両。）及び連結車で総重量が20 t を超え、その他の諸元が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める最高限度の範囲内であるもの

- ・車両制限令第3条第2項に規定する車種のセミトレーラ連結車 26 t 以下
- ・その他の車両 25 t 以下

●上記以外の限度超過車両

- ・単車 39 t 以下
- ・セミトレーラ連結車、フルトレーラ連結車及びダブルス 44 t 以下

③「軸重」

●国際海上コンテナ車 11.5 t 以下

●その他の限度超過車両 10 t 以下

④「隣り合う車軸に係る軸重の合計」

●隣り合う車軸に係る軸距が1.8 m 未満の場合 18 t 以下
1.8 m 以上の場合 20 t 以下

（隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m 以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5 t 以下の場合 19 t 以下）

⑤「輪荷重」

●国際海上コンテナ車 5.75 t 以下

●その他の限度超過車両 5 t 以下

⑥「高さ」 4.1 m 以下

⑦「長さ」

- 単車 12 m 以下
- セミトレーラ連結車 17 m 以下
- フルトレーラ連結車 19 m 以下
- ダブルス 21 m 以下

⑧「最小回転半径」 車両の最外側のわだちについて12 m 以下

(2) 大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路法第47条の3第4項の規定により、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない道路の構造に関する情報を「幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度、通行の規制等に関する情報」と規定します。

(3) 道路法第72条の2第1項の規定による立入検査の際の身分証の様式を定めます。

(4) その他所要の改正を行います。

Ⅲ. 今後のスケジュール

公 布：平成26年5月28日（水）

施 行：平成26年5月30日（金）

なお、公布・施行の後、道路法第47条の3第1項の規定に基づく大型車両を誘導すべき道路の指定手続を行います。